

下関市子ども・子育て審議会 の所掌事務の追加について

平成26年5月27日
第5回 下関市子ども・子育て審議会

幼保連携型認定こども園に関する審議会の設置 と 下関市子ども・子育て審議会の所掌事務の追加

認定こども園法に基づき、下関市における幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見を聴取する審議会を設置する。

この審議会の所掌事務は、下関市子ども・子育て審議会の所掌事務と密接な関連性があることから、下関市子ども・子育て審議会を幼保連携型認定こども園に関する審議会として位置づけ、次のとおり所掌事務を追加する。

下関市子ども・子育て審議会の所掌事務

子ども・子育て支援法関係

子ども・子育て支援事業計画について
施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員について
地域型保育給付を受ける家庭的保育事業等の利用定員について
子ども・子育て支援に関する施策について

追加

認定こども園法関係

幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可について
幼保連携型認定こども園の事業の停止・閉鎖の命令について
幼保連携型認定こども園の認可の取り消しについて

子ども・子育て支援新制度にかかる審議会

(政令市・中核市)

子ども・子育て審議会(会議)

【所掌事務】

- 子ども・子育て支援事業計画について
- 施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員について
- 地域型保育給付を受ける家庭的保育事業等の利用定員について
- 子ども・子育て支援に関する施策について

【根拠法】 子ども・子育て支援法(第77条第1項)

幼保連携型認定こども園に関する審議会

【所掌事務】

- 幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可について
- 幼保連携型認定こども園の事業の停止・閉鎖の命令について
- 幼保連携型認定こども園の認可の取り消しについて

【根拠法】 認定こども園法(第25条)

次世代育成支援対策地域協議会

【所掌事務】

- 次世代育成支援行動計画の策定について
- 次世代育成支援対策の推進について

【根拠法】 次世代育成支援対策推進法(第21条第1項)

社会福祉審議会(児童福祉専門部会)

【所掌事務】

- 保育園の設置の認可について
- 家庭的保育事業等の認可について
- 児童福祉施設(保育園)の事業停止の命令について
ほか

【根拠法】 児童福祉法(第8条)等



(都道府県)

私立学校審議会

【所掌事務】

- 私立幼稚園の設置・廃止の認可について
- 私立幼稚園の設置者変更、定員にかかる学則の変更について
- 私立幼稚園の閉鎖について
- 知事に対する私立学校に関する重要事項の建議

【根拠法】 私立学校法(第9条)

子ども・子育て支援法（抄）
（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）
（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（事業停止命令）

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

児童福祉法（抄）

（設置及び権限）

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

（家庭的保育事業等）

第三十四条の十五

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（児童福祉施設の設置）

第三十五条

- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

（報告の徴収等）

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

私立学校法（抄）

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

（私立学校審議会）

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

- 2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

次世代育成支援対策推進法（抄）

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。